

別 表

選定基準	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の内容
ア	障害者自立支援法第5条第13項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)において製作された物品を買い入れる契約をするとき。
イ	障害者自立支援法第5条第22項に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター」という。)において製作された物品を買い入れる契約をするとき。
ウ	障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第15項に規定する就労移行支援又は同条第16項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設において製作された物品を買い入れる契約をするとき。
エ	小規模作業所(障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)において製作された物品を買い入れる契約をするとき。
オ	障害者支援施設から役務の提供を受ける契約をするとき。
カ	地域活動支援センターから役務の提供を受ける契約をするとき。
キ	障害福祉サービス事業を行う施設から役務の提供を受ける契約をするとき。
ク	小規模作業所から役務の提供を受ける契約をするとき。
ケ	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。
コ	母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通公共団体の長の認定を受けた者(以下「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から受ける契約をするとき。